

鳥取労働局発表  
平成27年3月13日（金）

担	鳥取労働局 雇用均等室
当	室長 室谷 留美 室長補佐 周藤 明美 厚生労働事務官 爲實 佐保 電話 0857-29-1709

## “くるみん”第12号認定！ 株式会社 鳥取銀行

—平成27年3月18日（水）午前10時から交付式を実施します。—

鳥取労働局（局長 かわのすみとも 河野 純伴）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「基準適合一般事業主」として、株式会社鳥取銀行（鳥取市）を認定しました。

これは、管内では12社目、金融業としては初めての認定となります。

### 1. 主な取組（資料1）

- 育児休業取得促進のため、育児休業期間の一部を有給化
- 育児休業復帰者が希望する保育所などに子を預けることができない場合に、一部保育料を補助する制度を導入
- 所定時間外労働の削減のための措置として、経営トップによる意思表示、並びに各店舗の退行時間を管理・評価するシステムを構築

次世代法では、企業に対し「仕事と生活の調和」を図る等の次世代育成支援のための「行動計画」を策定し取組むことを求めており、取組の結果、策定した行動計画の目標を達成することなど9項目の認定基準を全て満たした事業主は認定を受けることができます。

認定を受けると、名刺、自社商品等に認定マーク（愛称：くるみん）を付すことができるようになり、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールできます。

### 2. くるみん認定通知書交付式

日時 平成27年3月18日（水） 午前10時～

場所 鳥取労働局 局長室

鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局2階

# 株式会社 鳥取銀行

所在地：鳥取市

業種：金融業

労働者数：944人（平成27年2月4日現在）



認定日 平成27年3月3日

## 行動計画の内容・取組状況

**計画期間** 平成23年4月1日～平成27年1月31日（3年10ヵ月間・第三期目）

### 目 標

1. 職業と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備を行う。
2. 働き方の見直しに資する多様な労働環境の整備を行う。

### 対 策

1. ○育児休業取得者・就学前の子を育てる労働者への支援を充実
  - ・ 諸制度を踏まえた対象者からの要望把握
  - ・ 既存諸制度の周知・徹底と必要に応じた措置の検討
2. ○所定時間外労働の削減のための措置
  - ・ 時間管理の徹底
  - ・ 各種会議での周知・啓発、監督者・管理者への研修

### 実 績

1. 下記①～③の実施により育児休業取得促進に取組み、計画期間内において**男性労働者1名が育児休業を取得し、女性労働者の育児休業取得率は116%に到達した。**

#### ①育児休業期間の一部有給化

労働者の申出により、育児休業期間の一部（5営業日）を有給化。

#### ②育児休業からの復帰研修参加促進

#### ③保育料の一部補助

育児休業復帰者が希望する保育所などに子を預けることができない場合に、一部保育料を補助。

2. 下記①～②の実施により所定時間外労働の削減のための措置を実施した。

#### ①経営トップによる「時間外勤務削減宣言！」の表明

考え方、目指す姿、今後の取組内容を踏まえた行内文書等を継続的に発信。

#### ②各店舗の退行時間を管理・評価するシステムの構築

各店舗の平均退行時間を全労働者が閲覧可能な掲示板に掲載し、各店舗の評価に反映。

- ◎ **小学校就学前の子（法定は3歳までの子）を持つ労働者を対象とした育児のための所定外労働の免除制度を整備している。**

### その他の取組み

- ◎ 年次有給休暇の取得促進のための措置として、**計画年休の付与日数を年間2日から4日へ拡充。**
- ◎ **原則毎週水曜日の定時退行日を設定し、周知徹底。**